

特定非営利活動法人日本法医学会休会内規

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この内規は、特定非営利活動法人日本法医学会（以下、「本学会」という）の細則第 7 条 1・2 の定める会員の休会について定めるものである。

(休会事由)

第 2 条 本学会の正会員または学生会員（以下、「会員」という）で、次の各号の理由により本学会の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第 3 条 休会期間は年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、理事会の承認を得て、連続 3 年まで休会を延長することができる。

(休会手続き)

第 4 条 休会しようとする会員は、休会届に必要な事項を記載の上、休会する年度の前年度の 2 月末日までに本学会事務所に提出しなければならない。

2. 理事長は提出された休会届について理事会に諮り、休会の可否を決定し、その結果を、事務所を通じ申請者に連絡する。
3. 前 2 項に定める手続きは、休会を延長する際に提出される、休会延長届に対しても適用される。

(会費)

第 5 条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

2. 休会する会員は、休会を開始する年度の前年度中に、当該年度までの会費を納入しなければならない。

(権利等の停止)

第 6 条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 正会員にあっては総会での議決権
- (2) 評議員にあっては評議員会での議決権
- (3) 本学会が主催する学会等への会員資格での参加
- (4) 本学会が発行する学術誌等の刊行物（電子媒体を含む）の受取。ただしメーリング・リストの配信を除く。
- (5) その他、会員として有する権利や義務

(会員歴)

第 7 条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。ただし会員歴は連続しているものとみなす。

2. 評議員資格に関する細則第 25 条 5 の規定は、休会中も適用される。
3. 法医指導医，法医認定医および死体検案認定医の更新に関する事項については別に定める。

(復会)

第 8 条 休会中の会員は、休会が終了する年度の 2 月末日までに休会の延長手続きまたは退会手続きを行った場合を除き、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会する。

2. 休会中の会員は、延長申請が理事会で承認されなかった場合、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会するものとする。
3. 休会中の会員の退会は、細則第 7 条 3 の定めるところによる。

(雑則)

第 9 条 この内規に定める他この内規の実施および適用に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附則

第 1 条 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。